

# 医療費の自己負担限度額が引き上げられます

## ◆70歳未満の方

平成18年9月まで

上位所得者	139,800円 + 〈医療費〉 × 1% (77,700円)
一般	72,300円 + 〈医療費〉 × 1% (40,200円)
低所得者 (住民税非課税)	35,400円 (24,600円)



平成18年10月から

上位所得者	150,000円 + 〈医療費〉 × 1% (83,400円)
一般	80,100円 + 〈医療費〉 × 1% (44,400円)
低所得者 (住民税非課税)	35,400円 (24,600円)

## ◆70歳以上の方（老人保健対象者も含む）

平成18年9月まで

	自己負担限度額	
	外来 (個人ごと)	外来+入院 (世帯単位)
一定以上所得者 (課税所得 145万円以上)	40,200円	72,300円 + 〈医療費〉 × 1% (40,200円)
一般	12,000円	40,200円
低所得者 (住民税 非課税)	II	24,600円
	I (年金収入 80万円以下等)	8,000円
		15,000円



平成18年10月から

	自己負担限度額	
	外来 (個人ごと)	外来+入院 (世帯単位)
一定以上所得者 (課税所得 145万円以上)	44,400円	80,100円 + 〈医療費〉 × 1% (44,400円)
一般	12,000円	44,400円
低所得者 (住民税 非課税)	II	24,600円
	I (年金収入 80万円以下等)	8,000円
		15,000円

(注1) 金額は1月当たりの限度額。( )内の金額は、多数該当(過去12ヶ月に3回以上高額療養費又は高額医療費の支給を受け4回目以降の支給に該当)の場合。

(注2) 〈医療費〉は全体の医療費から、定額の限度額に対応する医療費を控除した額。

(注3) 公的年金等控除の縮減及び高齢者控除の廃止に伴い、新たに現役並み所得者に移行する70歳以上の方は、平成18年8月から2年間、自己負担限度額を一般並みに据え置きます。

※人工透析を要する上位所得者については、自己負担限度額が1万円から2万円に引き上げられます。(上位所得者：基礎控除後の総所得金額が670万円を超える世帯)

# 現金給付(出産育児一時金)の見直しを行います

## ◆出産育児一時金

少子化対策の一環で、出産育児一時金が現行30万円から35万円に引き上げられます。

平成18年9月まで

**30万円**



平成18年10月から

**35万円**

## ■問い合わせ

国東市役所 市民健康課 ☎0978⑦5166  
 国見総合支所 地域市民健康課 ☎0978⑧1112

武蔵総合支所 地域市民健康課 ☎0978⑥1113  
 安岐総合支所 地域市民健康課 ☎0978⑥1114